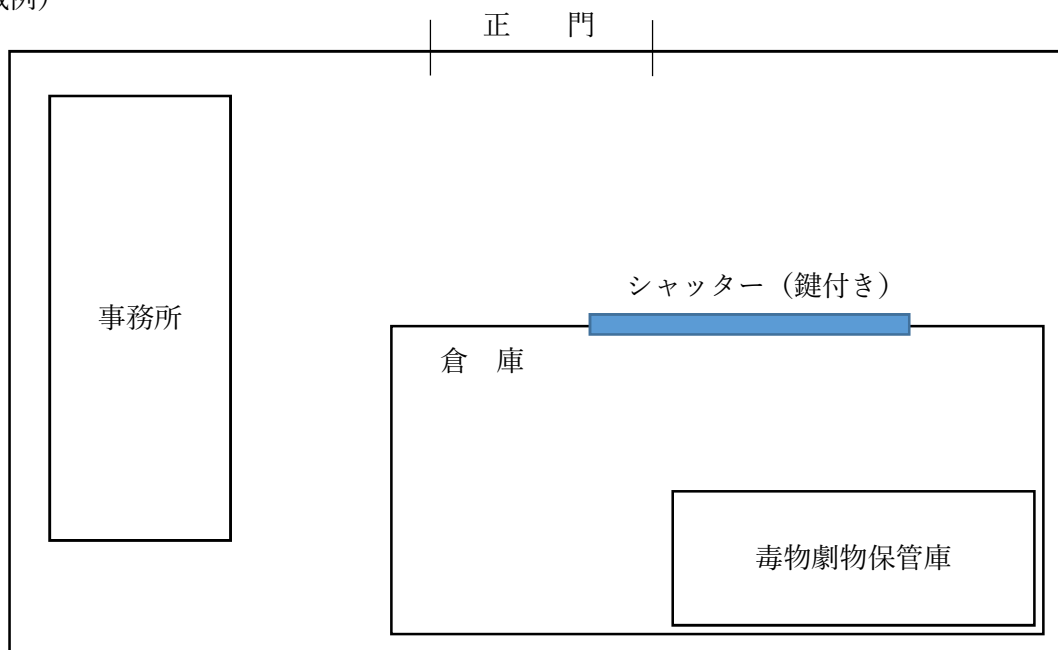


【営業所の設備の平面図】

- ・ 定規等を用いて縮尺で正確に作成すること
- ・ 出入口、通路を明確に記載すること
- ・ 毒物劇物保管場所を明確に記入すること
- ・ 薬局との兼業の倍は調剤室内には保管庫を設置しないこと

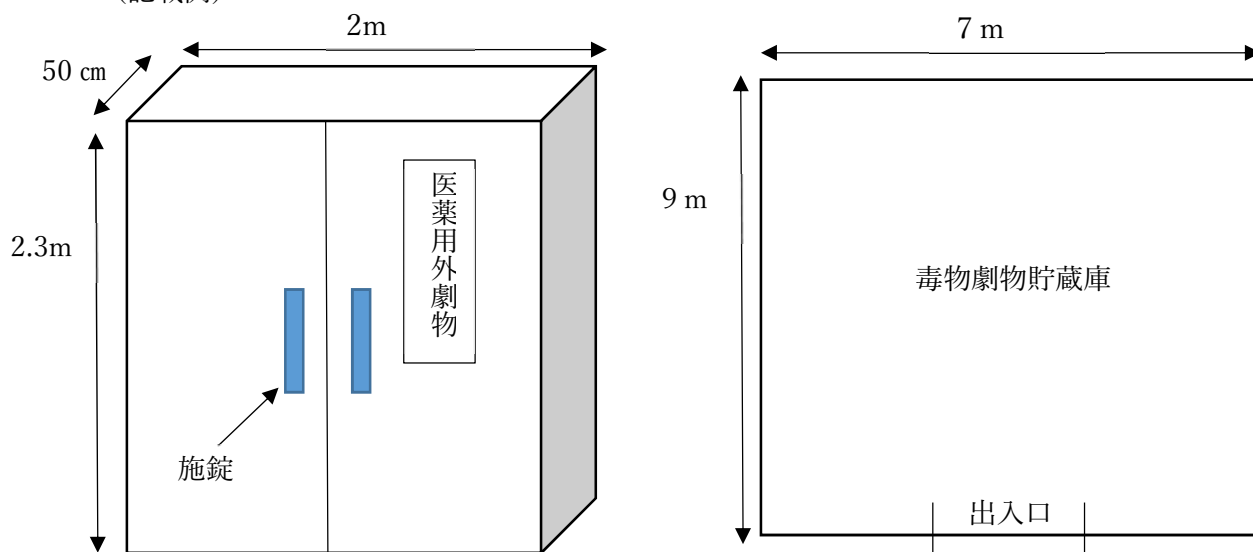
(記載例)



【毒物劇物保管場所（貯蔵設備）の詳細図】

- ・ 施錠及び「医薬用外毒物、劇物」の表示が確認できるものであること
- ・ 床・壁の材質、施錠、表示について明確に記入すること

(記載例)



保管材質：スチール製

床、壁：コンクリート